

平成30年度 色彩選別機整備事業実施要領

第1 目的

本県は、米の品質を示す指標である1等米比率が90%台を維持しているが日本一とはなっていない。斑点米カメムシ類による着色粒発生が落等理由の大半を占めている。着色粒は玄米調製段階で色彩選別機の使用により除去でき、1等米に仕上げるができる。しかしながら、県内の色彩選別機の整備割合は4割程度と低い状況にある。

このため、県産米の1等米比率を向上させ県産米全体の評価向上につなげることを目的として、着色粒が原因で等級低下を招いている団体等に対し、色彩選別機整備事業（以下「本事業」という。）により、玄米調製段階で着色粒を除去する色彩選別機の整備に係る経費を補助する。

第2 補助対象経費及び補助金の額

この補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、(3)にあっては団体の全ての構成員が、(4)及び(5)にあっては法人が地域農業再生協議会の「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に取り組んでいる者を優先する。

- (1) 米穀集荷団体
- (2) 農業協同組合
- (3) 3戸以上の生産者で組織する団体（ただし、法人格を有しないものにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあるものに限る。）
- (4) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (5) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

第4 採択の要件

本事業の実施に当たっては、別表2により次の成果目標及び現況値に対する合計ポイントの高い方から予算の範囲内において採択する。

- (1) 水稻作付面積（作業受託面積含む）10ha以上（現況値）、かつ、取組みにおいて作付面積（作業受託面積含む）が増加すること。
- (2) 1等米比率の向上（目標値及び現況値）

第5 実施等の手続き

- 1 本事業を実施しようとする事業実施主体は、別に定める様式により事業実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、当該事業計画を承認したときは、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

第6 事業の推進

- 1 事業実施主体は、別に定める様式により要領第4の成果目標に対する事業実施実績書を知事が別に定める日まで知事に提出するものとする。
- 2 知事は、当初の事業計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合は、事業実施主体に対し必要な改善計画を求め指導するものとする。

第7 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農林水産部長が別に定めるところによるものとする。

附則 この要領は、平成30年5月28日から施行する。

附則 この要領は、平成30年12月17日から施行する。

別表 1

補助対象経費	補助金の額	県の補助上限の額
色彩選別機の整備に要する経費 ただし、色彩選別機の処理能力は500kg/時間以上とする。	補助対象となる色彩選別機 1 台につき経費の 2 分の 1 以内の額	1,000,000 円

別表 2

成果項目	成果目標	現況値
1	—	・ 水稲作付面積（作業受託面積含む） 40ha 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 30ha 以上 40ha 未満・・・・ 4 ポイント 20ha 以上 30ha 未満・・・・ 3 ポイント 15ha 以上 20ha 未満・・・・ 2 ポイント 10ha 以上 15ha 未満・・・・ 1 ポイント
2	・ 1 等米の向上割合 5%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4%以上 5%未満・・・・ 4 ポイント 3%以上 4%未満・・・・ 3 ポイント 2%以上 3%未満・・・・ 2 ポイント 1%以上 2%未満・・・・ 1 ポイント	・ 1 等米比率 （平成 27 年から平成 29 年の平均） 94%以上・・・・・・・・ 5 ポイント （県平均程度） 92%以上 94%未満・・・・ 4 ポイント 90%以上 92%未満・・・・ 3 ポイント 88%以上 90%未満・・・・ 2 ポイント 88%未満・・・・・・・・ 1 ポイント